

20210115_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その1：変異種確認国からの入国・通過禁止措置延長）

【ポイント】

●1月15日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計32カ国・地域またはそれら地域を経由する外国人の入国禁止措置を、1月31日まで延長することを発表しました。

【本文】

1 1月15日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計32カ国・地域またはそれら地域を経由する外国人の入国禁止措置を、1月31日まで延長することを発表しました。

詳細については、下記「1月15日付け、IATF 決議第94号（変異種確認国からの入国・通過禁止措置延長等）」をご確認ください。

○入国・通過禁止対象国・地域：

日本、英国、デンマーク、アイルランド、オーストラリア、イスラエル、オランダ、香港特別行政区を含む中国、スイス、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、レバノン、シンガポール、スウェーデン、韓国、南アフリカ、カナダ、スペイン、米国、ポルトガル、インド、フィンランド、ノルウェー、ヨルダン、ブラジル、オーストリア、パキスタン、ジャマイカ、ルクセンブルク、オマーン

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

●大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

（フィリピン政府新型コロナウイルス感染対策ウェブ・サイト）

<https://www.covid19.gov.ph/>

・1月15日付け、IATF 決議第94号（変異種確認国からの入国・通過禁止措置延長等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/01jan/20210114-IATF-RESO-94-RRD.PDF>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●フィリピン保健省

(保健省ホットライン)

・マニラ首都圏在住者専用医療相談ホットライン：(02) 8424-1724 又は (02) 7798-8000

・新型コロナウイルス感染症ホットライン：(02) 8942-6843 又は 1555 (注：後者は4桁のみでつながります。)

●フィリピン入国管理局

(1月5日付けアドバイザリー：旅行制限について)

https://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/10_Oct/2020Oct25_Press.pdf

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館（旧・在セブ領事事務所を含む）等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html